

2026年 1月 5日

弁護士 各位

株式会社フェイズ

(旧エーゲート株式会社)

代表取締役 高岡 賢太郎

弊社への裁判提起について

昨年7月21日のお知らせとして「一部不確かな情報について」と発表しましたが、当社をインターネット掲示板「爆サイ.com」運営会社とした相手方として裁判を提起する事件がそれ以降も続いております。

当社は、インターネット広告を取り扱う広告代理店であり、「爆サイ.com」運営会社ではございません。

当社は、運営会社でも、管理者でもございませんので、ご回答することも、対応することもできません。

つきましては、当社に対して「爆サイ.com」の運営会社として提起されぬようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回、当社に対して提起された事件に関して判決が下されましたので以下に公表いたします。

以上

令和7年12月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官^{官印}

令和7年(ウ) [REDACTED] 投稿記事削除請求等事件

口頭弁論終結日 令和7年10月31日

判 決

5

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 高橋美博
同 高橋亮

東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー15階

10

被 告 株式会社フェイズ
同代表者代表取締役 高岡賢太郎
主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

15

事実及び理由

第1 請求

被告は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除せよ。

第2 当事者の主張

1 原告の主張（請求原因）

- 20 (1) 被告は、インターネットのサイト「爆サイ.com」（以下「本件サイト」という。）の運営者である。
- [REDACTED]

- 25 (2) 本件サイトにおいて、氏名不詳者により、別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という。）を含む、原告に対する一連の投稿がされた。

- (3) 本件投稿は、原告の人格権を違法に侵害するものである。
- (4) よって、原告は、被告に対し、人格権に基づいて、本件投稿を削除することを求める。

2 被告の主張（請求原因に対する認否）

5 請求原因(1)の事実は否認する。

被告は、インターネット上の広告業及び広告代理業を目的とする株式会社であるが、本件サイトを運営しておらず、本件投稿の管理権限や削除権限を有していない。

第3 当裁判所の判断

10 1 請求原因(1)につき、原告は、本件サイトを運営しているのが被告であると主張するが、被告は、本件サイトの運営の事実を否認する。

この点、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）は、インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散への対応として、一定の要件を充足する大規模なプラットフォーム事業者を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けているところ、総務大臣は、情報流通プラットフォーム対処法20条1項に基づき、令和7年5月30日、爆サイ.comのサービス名について、株式会社湘南西武ホームを大規模特定電気通信役務提供者として指定していることが認められる（弁論の全趣旨、公知の事実）。

20 2 そうすると、本件サイトを運営しているのが被告であるとは認められず、請求原因(1)の事実を認めることができない。原告提出の各証拠も、上記認定を覆すには足りない。

25 3 よって、原告の請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判官

大久保 杏哉

これは正本である。

令和7年12月25日

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 江崎智哉